

令和6年度 本郷中学校 校則

※太ゴシックが改定された内容

本校の生徒は、集団生活の基本である次の規定を守って生活すること。

1 学校生活について

- (1) 学校生活は定められた時程に従う。
- (2) 登校後は無断で外出しない。
- (3) 欠席、遅刻、早退は届け出る。 ※連絡は保護者が行う。原則として、「すぐ一」に7:50までに入力すること。変更になる場合は、電話で連絡すること。
- (4) 学校の施設・設備を使用するときは、その施設・設備の使用規定に従う。
- (5) 学校生活に直接関係のないものは持てこない。

2 登下校について

- (1) 通学路を通り、交通法規を守る。
- (2) 登校、下校時刻を守る。
- (3) 自転車
 - ア 「自転車通学許可願い」を校長に提出し、許可を受けた場合のみ自転車通学が認められる。
 - イ 通学用自転車は体に合ったものを使用し、必要のない装飾品はつけない。
 - ウ 本校の「自転車のきまり」（別紙参照）に則した自転車を使用する。
 - エ 通学用自転車は、入学後、学校指定の標識をつける。
 - オ 自転車通学の生徒は、必ずヘルメット（白系）と安全たすきを着用する。
 - カ 雨具を使用する場合は、雨合羽（セパレートタイプ）を使用する。
 - キ **雨天時、雨合羽の下にジャージを着用し登校した生徒に限り、特例としてジャージを着て朝の会に参加することを認める。**

3 身だしなみについて

(1) 頭髪

- ア 頭髪は、清潔で活動しやすい髪型とする。
 - ・前髪は目にかかる長さまでとする。
 - ・髪が目や肩にかかる場合は、ゴムで縛るかピンで留める。（編み込みは不可）ゴム・ピンの色は黒・紺・茶とし、アメピンと平ピンを使用可とする。縛る場合は耳より下の位置で縛る。
- イ 脱色や染色はしない。
- ウ パーマをかけたり、不自然に形を変えたりしない。（縮毛矯正は可）
- エ 整髪料を使用する場合は、無香料のものとする。（固めたり、ツヤを出したりするものは不可）。

(2) 服装

- ア 本校の標準服を着用する。（スカートのつりの着用は任意とする。）
- イ 胸ポケットの位置に名札をつける。（ワイシャツ時も同様とする。）
- ウ ブレザーの衿には校章をつける。

- エ ブレザーを着用する場合はネクタイを着用する。
- オ 夏期（6月～9月）は原則としてブレザーを着用しない。（移行期間あり）
- カ 冬期（10月～5月）の防寒用として、セーターかベストを着用してもよい。
(セーターは紺、黒、グレーのVネックのものとする。ベストは標準服に定められたもの、もしくは紺、黒、グレーのVネックとする。)

(3) ワイシャツ

- ア 白のブロードシャツとする。
- イ 開襟シャツ、ボタンダウン等は使用しない。

(4) ネクタイ

- ア 学校指定のものとする。

(5) 靴下、ストッキング、タイツ、レギンス

- ア 靴下は白・黒・紺・グレーのスポーツソックスとし、ワンポイント程度のものはよい。
(長さは、膝より下でくるぶしが隠れる長さのものを着用すること。)
- イ ストッキング、タイツ、レギンスの色は、黒、もしくはベージュとする。

(6) 下着

下着は、ワイシャツや運動着を着用したときに目立たないものとする。

(7) 靴

白・紺・黒・グレーを基調としたもので、運動に適したものとする。

(単色、または上記の色から2色)

(8) ベルト

色は黒、紺、茶とし、極端に幅の広いものや細いものはさける。

(9) 上履き

本校指定のもの。ラインの色（緑、青、黄）は学年によって違う。

※ 令和5年度 1年：青 2年：黄 3年：緑

(10) 防寒着

動きやすく、体育や実技教科などでも着用できるものとする。（ロングコート不可）

(11) 運動時の服装

本校指定の運動着を着用する。（体に合ったサイズを着用）

4 学用品について

(1) 通学用カバン

背負いカバンとする。（色は黒・紺系の単色）

※カバンに必要以上に多くのキーホルダー等を付けることは避ける。

5 校外生活

- (1) 生命の危険が伴うことや、法令に触れることはしない。
- (2) 生徒同士の外泊はしない。